

事実婚

担当: 佐野、谷川、羽深

0. 論点

日本は現行の婚姻制度(法律婚)を廃止し、事実婚を結婚とするべきか否かについて検討する。

現在、日本で「結婚する」ということは、婚姻届を提出し、入籍するという現行の婚姻制度に基づいた結婚(法律婚)をすることが法律としても社会としても当たり前ものとなっている。しかし、夫婦別姓や戸籍制度に反対するなどの理由で事実婚を選択する夫婦もいる。事実上夫婦同然の生活を営んでいるカップルには法律婚に準じた関係であるとして一定の法的保護が与えられてきたといっても、相続などの法的側面においては保護されてこなかった。民法900条4号ただし書きが改正されたように、国際的な状況や国民の意識の変化を考慮して、徐々に司法の姿勢も変わってきている。こうした現状の中、これからも現行の婚姻制度(法律婚)を続けていくべきなのだろうか。

A これからも現行の婚姻制度を続けるべき

B 現行の婚姻制度(法律婚)を廃止し、住民登録をし実質的に夫婦同然の生活をしている男女に、現行の法律婚と同じ法的保護を受けられる権利を与えるべき。

1. 定義

婚姻届を出していないため法律上の夫婦とは認められないが、婚姻の意思を持って共同生活を営み、事実上婚姻状態にある関係のこと。

法律上は「内縁」と同義になるが、夫婦の婚姻に対する考え方や価値観が異なる。「事実婚」は、「法律婚」による相互扶助義務などの婚姻による各種権利義務の発生、夫婦同一姓、相続問題、夫婦関係が破綻した場合の離婚手続など法的な規制や保護をあえて避け、自由で束縛のない男女関係をもとめるもので、「内縁」と比較するとドライな関係といえる。

2. 現行法

○憲法

第 24 条

「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」(第1項)、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない」(第2項)と規定している。

○民法

第 731 条

男は、18 歳に、女は、16 歳にならなければ、婚姻をすることができない。

第 732 条

配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。

第 733 条

女は、前婚の解消又は取消しの日から6箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。(第1項)

女が前婚の解消又は取消しの前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。(第2項)

第 734 条

直系血族又は3親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子

と養方の傍系血族との間では、この限りでない。(第1項)

第 817 条の9の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。(第2項)

第 735 条

直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第 728 条又は第 817 条の9の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

第 736 条

養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第 729 条の規定により親族関係が終了した後も、婚姻をすることができない

第 739 条

婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届け出ることによって、その効力を生ずる。(第1項)

前項の届出は、当事者双方及び成年の証人2人以上から、口頭又は署名した書面で、これをしなければならない。(第2項)

第750条

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

第 752 条

夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

第 753 条

未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。

第 790 条

嫡出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。

嫡出でない子は、母の氏を称する。(第2項)

第 900 条

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。(第1号)

配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系

尊属の相続分は、三分の一とする。(第2号)

配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。(第3号)

子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、~~嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし(※1)~~、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。(第4号)

(※1)平成25年12月5日、民法の一部を改正する法律が成立し、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になった(同月11日公布・施行)。

1 法定相続分を定めた民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と定めた部分(900条4号ただし書前半部分)を削除し、嫡出子と嫡出でない子の相続分を同等にした。

2 改正後の民法900条の規定(以下「新法」という。)は、平成25年9月5日以後に開始した相続について適用することとしている。

3. 法律婚と事実婚の違い

	法律婚	事実婚	
夫婦	同居	義務	任意
	共同生活費用	分担義務	任意
	貞操	義務	任意…男女間のモラルとしての責任
	相続権	有り	なし
	氏(姓)	同一姓/強制	別姓のまま
	戸籍	一方戸籍へ入籍	戸籍変動なし
子	子の身分	嫡出子:筆頭者戸籍へ入籍	非嫡出子:母の氏を称し母の戸籍へ入籍 父の認知→家庭裁判所許可により 父の氏を称し父戸籍へ入籍(※2)

	子の親権	夫婦共同親権	単独行使…母親(※3) 父は認知により協議で親権者となる
親族	姻族関係	発生	発生しない

(※2) 子供を入籍させる戸籍が必要になるが、母親が旧姓である親の戸籍に入っていると、親子3代での戸籍というのはできないため子供を入籍させられない。

- ・分籍して戸籍筆頭者である。
- ・離婚歴あり。婚姻の際に新たに戸籍を作って戸籍筆頭者である。
- ・離婚歴あり。離婚の際に新たに戸籍を作って戸籍筆頭者である。

上記のように、母親が戸籍筆頭者である戸籍があれば、母親の戸籍にそのまま入り、そのような戸籍が無ければ、母親を戸籍筆頭者とする新たな戸籍が作られる。

戸籍に入るということは氏を称するということなので、子供は母親の姓を名乗る。

父親の姓を名乗らせたいときには、子の氏の変更許可を家庭裁判所に申し立て、許可が下りれば父親の戸籍に子供を入籍させることが可能。

なお、事実婚の場合には単独親権であるために、子供が入籍している戸籍の筆頭者と親権者が違うという場合もある。

事実婚が円満にいつている間は同居しているし、お互いに相手のことを信頼しているのでそれで済むが、関係解消のときは子供の戸籍と親権についてトラブルとなりやすいので、必ず納得のいく戸籍と親権の組み合わせを話し合っておくことが大切。

(※3) 法律婚の場合は父母の共同親権だが、事実婚(内縁関係)においてはどちらか一方しか親権者になれない。

婚姻届を出した夫婦は、父親と母親の2人が子どもに対して「共同親権」を持っている。しかし、それ以外の場合は、親権者は法律で1人に定めるように決められている。そのため、事実婚では父親か母親かどちらか1人しか親権者にはなれない。さらに、出生時に婚姻届を提出しない場合、自動的に母親になる。

4. 問題点

i) 相続

- ・妻には一切の相続権が無い。

事実婚を何十年と続けてきたとしても、法律上は内縁の妻であり、内縁の妻には一切相続の権利がない。パートナーの財産の全ては、たとえばパートナーに連れ子がいるような

場合は、連れ子に行ってしまう、内縁の妻は一切の財産を受け取ることはできなくなってしまう。このような事実婚のトラブルを避けるためには、パートナーが元気であるうちに遺言書を作成しておいてもらい、遺言書の中で、「私が死んだ時には財産を内縁の妻〇〇に遺贈する」といったようなことを書いておいてもらう必要がある。

ii) 住まい

・共有名義の住宅ローンを組むことができない。

例えば、結婚生活を送るためにマンションを買う場合、夫婦であれば共有名義で住宅ローンを組むことができる。しかし、事実婚では共有名義の住宅ローンにすることは不可能である。マンション等の不動産はパートナーの単独名義にならざるを得ない。ここで、ローンの支払いをパートナーが単独でしていたのであれば問題はない。大きな問題となるのは、名義はパートナーであるものの、実際は共有名義と同じような内容である場合。つまり、パートナーの稼ぎだけではローンの支払いに足りず、内縁の妻である女性がしかるべき金額を支払っていたような場合である。このような場合でも、マンションなどの不動産はあくまでもパートナー名義であるため、パートナーが亡くなった場合、内縁の妻である女性は相続をすることができなくなってしまう。支払いを手伝っていたのにも関わらず、他に相続人がいた場合には出て行ってくれと追い出されかねない。このような事態を防ぐためには、やはり生前の対策が必要である。遺言書も重要だが、財産がマンションなど不動産しかない場合には、相続人との間でトラブルが発生することも考えられる。事実婚は比較的最近の問題であるため、事実婚のトラブルを一発で解決する法律というものはまだ定められていない。上記のケースのような場合では、パートナーにお金を貸したという契約書(金銭消費貸借契約書)を作成する、あるいはパートナーとの間で部屋を借りる賃貸借契約書を作成する等の対応が考えられる。

iii) 社会的側面

1:社会的に夫婦と認知されないことがある

一般的には法律婚の方が多数なため別姓のままだったり、婚姻届を出していないということが知られたりすると、社会的に「結婚(婚姻)した」と認めてもらえない場合がある。特に親など年配の世代にはこうした形態に否定的な考えを持つ人もいる。

2:企業サービスを受けにくい

法律上では保護が与えられる事実婚¹であるが、一般企業ではこうしたサービスの恩恵

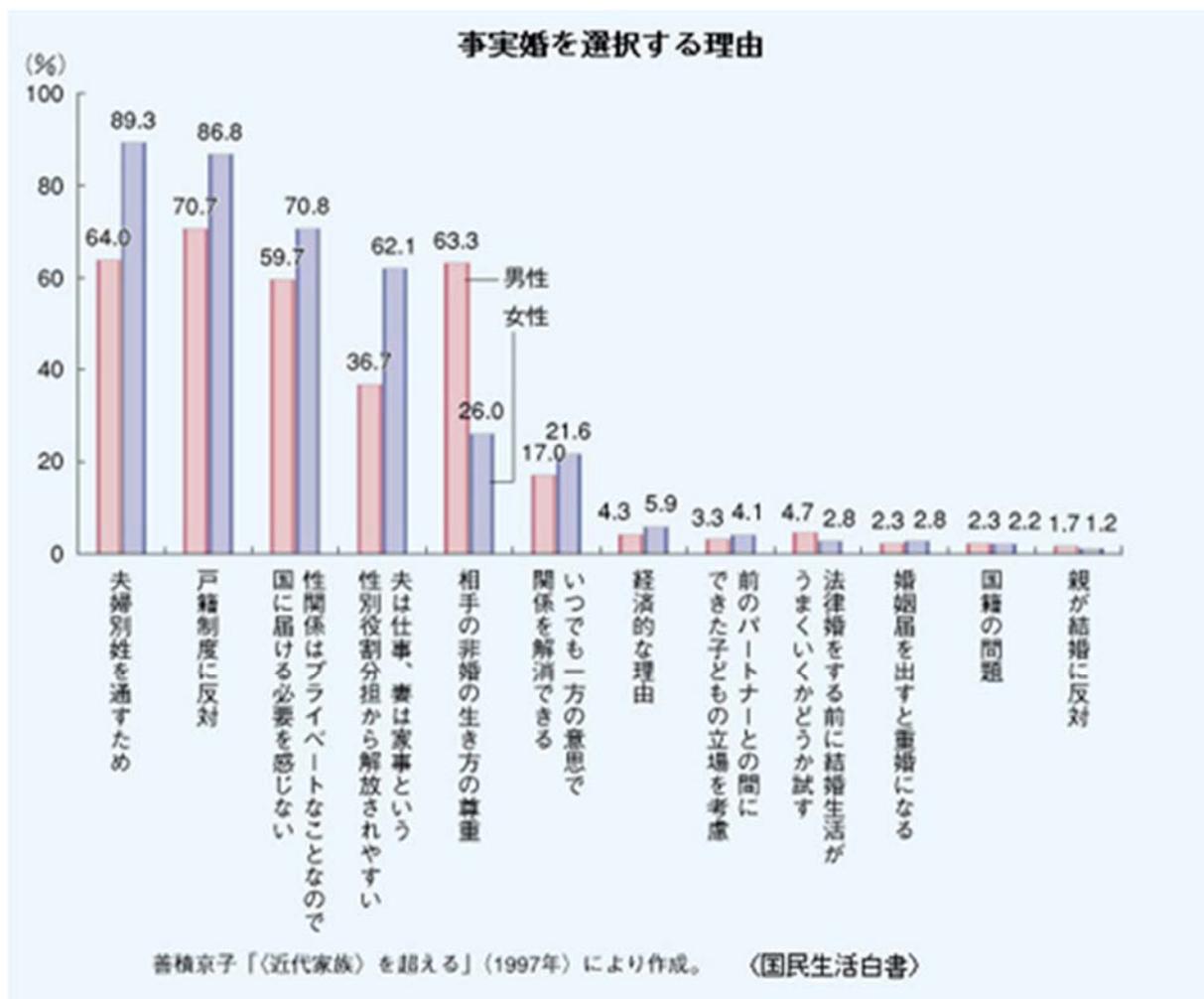
¹ 日本では事実上夫婦同然の生活を営んでいるカップルには法律婚に準じた関係であるとして一定の法的保護が与えられてきた。 Ex)扶養手当・健康保険・遺族年金・慰謝料請求
また、事実婚であれば必ず法的保護を受けられるわけではない。一方あるいは双方が既

を与えられないこともある。生命保険会社では死亡保険受取人を「夫または妻」と指定した場合には基本、法律婚の夫婦に限定しているところが多い。

3:相手が急に倒れた時などに無力

事実婚の夫・妻が、急に倒れて病院に運ばれたとき、法律上の配偶者であれば、病院に駆けつけて面会を求めればすぐ、病室を教えてもらえる。

しかし、事実婚の場合、病院側としても“個人情報保護”の要請があるので、“ご親族でない方には病室をお答えすることができません”と回答せざるを得ず、面会自体させてもらえないケースも多い。また、入院や手術が必要な場合にも、“内縁の場合は同意者にはなれません”として断られ、必要な同意書にサインさせてもらえないケースが多い。



婚者・近親者でのカップルの場合、同居しておらず生計も別々のカップルである場合などは法的保護が受けられない可能性がある。

事実婚のカップルにどのような法的保護が与えられるか、どんなカップルが事実婚と判断されるかは一概には決まっていない。必要最低限の法的保護で裁判所・行政によって個別・具体的に判断されるのが事実婚の法的扱いの特徴である。

5. 国内の判例

司法の立場から

では、司法の判断は、その時々状況をどのように捉えてきたのか。このことについて言及されている、最高裁の決定や判決の一部を引用する。(主に民法 900 条 4 号ただし書きについて言及している判決)

☆1995 年 7 月 5 日最高裁大法廷決定

「(省略)民法は、社会情勢の変化等に応じて改正され、また、被相続人の財産の承継につき多角的に定めを置いている…相続制度は、(省略)その形態には歴史的、社会的にみて種々のものがあり、…それぞれの国の伝統、社会事情、国民感情なども考慮されなければならない、…現在の相続制度は、家族というものをどのように考えるかということと密接に関係しているのであって、…」

「民法 739 条 1 項は、…いわゆる事実婚主義を排して法律婚主義を採用し、(省略)民法が法律婚主義を採用した結果として、(省略)区別が生じ、…差異が生じても、それはやむを得ないところといわなければならない。」

☆2000 年 1 月 27 日最高裁第一小法廷判決

「近年における社会情勢の変動、家庭環境、婚姻傾向、結婚観等の変化はめざましく、(省略)本件規定の合理性に疑いを向ける意見が徐々に顕著となってきた。こうした国民の意識の変化は、諸外国における立法のすう勢、我が国における市民的及び政治的権利に関する国際条約や児童の権利に関する条約の批准といった内外の動向も寄与しているものと思われる。(省略)しかし、…すなわち合憲から違憲へと飛躍的な移行を裏付ける劇的な社会変動をどこに捉えるかは、甚だ困難である。」

☆2009 年 9 月 30 日最高裁第二小法廷決定

「考慮要素となるべき社会情勢、家族生活や親子関係の実態、我が国を取り巻く国際的環境等は、変化を続けている。(省略)民法施行後の社会経済構造の変化に伴い、(省略)嫡出子と非嫡出子の相続分を平等化するように勧告がなされていることなどは、我が国を取り巻く国際的環境の変化を示すものといえよう。」

「本件規定は、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図るものとして、その正当性を肯定できたものの、…社会情勢等の変化を考慮すれば、本件規定が嫡出子と非嫡出子の相続分に差を設けていることを正当化する根拠は失われつつある…」

☆2013年9月4日最高裁大法廷決定

「相続制度を定めるに当たっては、それぞれの国の伝統、社会事情、国民感情なども考慮されなければならない。さらに、日本の相続制度は、家族というものをどのように考えるかということと密接に関連しているのであって、その国における婚姻ないし親子関係に対する規律、国民の意識等を離れてこれを定めることはできない。」

「昭和22年民法改正の経緯をみると、その背景には、…相続財産は嫡出の子孫に承継させたいとする気風や、法律婚を正当な婚姻とし、これを尊重し、保護する反面、法律婚以外の男女関係、あるいはその中で生まれた子に対する差別的な国民の意識が作用していたことがうかがわれる。」

「しかし、昭和22年民法改正以降、我が国においては、社会、経済状況の変動に伴い、婚姻や家族の実態が変化し、…国民の意識の変化も指摘されている。(省略)戦後の経済の急速な発展の中で、職業生活を支える最小単位として、夫婦と一定年齢までの子どもを中心とする形態の家族が増加するとともに、高齢化の進展に伴って生存配偶者の生活の保障の必要性が高まり、…いわゆる晩婚化、非婚化、少子化が進み、(省略)婚姻、家族の形態が著しく多様化してきており、これに伴い、婚姻、家族の在り方に対する国民の意識の多様化が大きく進んでいる…」

「(省略)家族等に関する国民の意識の多様化がいわれつつも、法律婚を尊重する意義は幅広く浸透しているとみられることが、…」

☆2015年2月18日最高裁大法廷 民法733条および755条 初の憲法判断へ…

民法をめぐる動き

	民法の規定 (1947年)	法制審議会答申 (1996年)	日本学術会議提言 (2014年)	訴訟の動き (15年)
婚姻最低年齢(731条)	男性18歳、女性16歳	男女とも18歳	男女とも18歳	
再婚禁止期間(733条)	女性のみ離婚後6カ月	100日に短縮	短縮・廃止	最高裁大法廷で審理
夫婦の氏(750条)	夫婦同氏制	同姓、別姓の選択制	同姓、別姓の選択制	最高裁大法廷で審理
婚外子の相続(900条)	法律婚夫婦の子の2分の1	差別を廃止	最高裁決定(13年9月)受け 差別廃止の改正(同12月)	

http://www.jcp.or.jp/akahata/aik14/2015-03-17/2015031703_01_0e.jpg

→国際的な状況や国民の意識の変化を考慮して、徐々に司法の姿勢も変わってきている。

6. 海外の事例

ここでは、「結婚」に関して多様な制度を有する3つの国を紹介したい。

フランス

フランスには3つの選択肢が存在する。「通常の婚姻関係」「パックス(連帯市民協約)」「ユニオン・リーブル(事実婚)」だ。

<背景>

1970年代のフランスでは家族形成に大きな影響を与える制度改革が行われた。72年、79年の親子法改正で婚外子の税制や社会保障上の権利が嫡出子同様に保障され、75年の離婚法改正による婚姻解消の柔軟化や実際の離婚数の増加により、結婚がもたらす生活保障が従来ほど確実なものではないとの認識が広がったことは、後続世代における非婚化の進展に大きな影響を与えた。

①通常の婚姻関係 ⇒ 全体の約67%

フランスにおける結婚では、結婚に必要な書類をそろえ、市役所に書類を提出・結婚の公示をし、婚姻日当日に当事者と証人が出頭。当日は市長の面前で婚姻の宣誓する流れとなっている。なお、離婚する際には、必ず裁判官により審理が必要となるため日数と費用がかかる。

②パックス(PACS:連帯市民協約) ⇒ 全体の約3%

1999年に作られた、青年に達した2人の個人間で安定した持続的共同生活を営むために交わされる契約制度のこと。フランスの簡易裁判所にあたる小審裁判所に届け出をし、契約締結から2年経てば、課税・社会保険・相続などで婚姻関係を結んでいるのと同様の一定の保護を受けられる。もとは婚姻関係を結ぶことが出来なかった同性間カップルのために作られた制度。契約の破棄に両者の同意は必要ない。

③ユニオン・リーブル(事実婚)⇒ 全体の約30%

いわゆる事実婚関係。婚姻関係もパックスも結ばない、法的手続きを踏まないつながらを持つこと。

<こどもについて>

「現在のフランスでは、約5割の子どもが婚外子であるとされている。フランスは伝統的に家族政策に積極的であり、企業からも拠出を求めること等により、子育て中の家族に

対し充実した経済的支援を行っている。20歳未満の子どもを二人以上扶養している家族には、所得にかかわらず家族手当が支給される。さらに、子どもを二人以上持ち、最年少の子どもが3歳未満で、かつ子育てのために仕事を休職またはパートタイムで働いたりする親の場合には、一定の条件を満たせば父親も養育手当を受給することができる。出産費用についても、社会保障の一般制度被保険者及びその被扶養家族には、妊娠・出産に関わる費用が全額支給される(ただし出産準備講習費用等は一部支給)。」

(内閣府 平成17年版 国民生活白書「子育て世代の意識と生活」(2)フランス(PACS法が後押しする多様な関係)より)

スウェーデン

スウェーデンには2つの選択肢が存在する。「通常の婚姻関係」と「サンボ(sambo)」だ。

<背景>

スウェーデンでは、昔から女性の社会進出が進んでいることや、結婚を人生に必要な要素とは考えない風潮から、結婚しても離婚するカップルの率が高かった。(1995年の時点で離婚率は約65%)。そのため、社会環境に適した柔軟な婚姻関係の制度が取られてきた。

①通常の婚姻関係

スウェーデン国教会が代表されるような宗教団体の執り行う結婚式を行うことで初めて効力が生まれるため、結婚式を行うことが必須となる。

②サンボ(sambo)

サムボは「サムボ法」により保護されており、婚姻しないが継続的に同棲する異性カップル(恋人以上結婚相手未満の2人)に法的な保護を与える目的で設立された制度である。そのため、もちろん結婚式は必要ない。死別した場合にも残された配偶者は、住居は相続できる(なお、法律婚と異なり、金融資産は相続できない)

<子どもについて>

現在、スウェーデンでは約6割の子供がサンボカップルから生まれた子どもだとされている。通常の婚姻関係にあるカップルとサンボカップルから生まれてくる子供の差は、結婚していると生まれた子どもは自動的に自分の子どもとなり父親になれるが、事実婚/サンボの場合は、父親であることを申請しないと父親にはなれないことである。

オランダ

オランダには2つの選択肢が存在している。「通常の婚姻関係」と「登録パートナー制度」だ。

<背景>

オランダでは 1970 年代から 1980 年代にかけて不況の影響から子供を育てる余裕がなくなった人増加したため出生率が大きく下がり、1995 年には過去最低の 1.53 人に低下。同性カップルを保護するため、また、オランダでは、スウェーデンと同様、結婚を人生に必要な要素と考えていない人が多いことも含め、1998 年に「登録パートナー制度」を制定した。

①通常の婚姻関係

役所が用意する結婚式用のホールで、市の職員の立ち会いのもと挙式をするという風習になっている。そのため、まず、婚姻する意思を婚姻予定日の数週間前までに手続き予定の市役所に届け、挙式日時を予約しなければならない。

②登録パートナー制度

1998 年に導入されたこの制度は、パートナーを登録することで「結婚未満恋人以上」の関係を結び、法律婚と同等の保証を受けることができる。法律の条文には「男女」の文字がなく、同性同士がパートナーシップを結ぶことも想定した制度した。2000 年以降の出生率は 1.73～1.75 人に増加したことに加え、2000 年には養子を得ることも認められるようになるなど、オランダは、パートナーと暮らしていくことにおいて、特に法律婚にこだわる必要がない社会となっている。

<こどもについて>

オランダの 18 歳未満の子どもを持つ家庭は、児童手当を受け取るか、税制上の優遇措置を受けるかどうかを選択することができる。児童手当は、所得で制限されたり、国籍で差別されることなく、子どもが 18 歳になるまで支給される。3ヶ月分を単位として支給されるが、その金額はそれぞれ子どもの年齢に応じて変化し、0～6歳未満では 176.62 ユーロ、6～12 歳未満では 214.46 ユーロ、12～18 歳未満では 252.31 ユーロとなっている。一方、児童手当を受けない世帯では、親の年収、年齢、扶養する子どもの人数に応じて税制上の控除が細かく受けられ、所得の少ない世帯ほど手厚い控除が受けられる仕組みとなっている。

(内閣府 平成 17 年版 国民生活白書「子育て世代の意識と生活」 多様な結婚の形態と子育て支援－オランダ、フランス、スウェーデンの例から より)

参考文献

○書籍

- ・屋敷二郎編(2012年)『法文化(歴史・比較・情報)業書⑩夫婦』国際書院
- ・ジョン・ウィッテ著 大木英夫・高橋義文翻訳(2008年)『自由と家族の法的基礎』聖学院大学出版会
- ・菱沼誠一(2011年)『非嫡出子相続分の規定(民法大900条4号ただし書前段)の合憲性について～注目される最高裁大法廷判断～』法務委員会調査室

○インターネット

- ・法テラス(法律を知る相談窓口)(最終アクセス 7/6)
http://www.houterasu.or.jp/houritsu_yougosuu/yougo_shi/shi_19.html
- ・イワタ行政書士事務所 法務サイト(最終アクセス 7/6)
http://iwata-legal.com/m_naien.html
- ・法律婚 vs 事実婚&憲法 vs 民法(最終アクセス 7/6)
<http://moririncolleague.cocolog-nifty.com/blog/2013/07/x.html>
- ・事実婚は民法739条違反か(最終アクセス 7/6)
<http://fb-hint.tea-nifty.com/blog/2004/11/739.html>
- ・おごとりさま・おふたりさま住まい相談室(最終アクセス 7/6)
<http://www.akamonhome.com/article/14799445.html>
- ・アナタの価値観が変わる! ?ヨーロッパ3か国の事実婚制度(最終アクセス 7/8)
http://magazine.gow.asia/love/column_details.php?column_uid=00001022
- ・"フランス婚"は実際フランスで行われているのか(最終アクセス 7/1)
<http://www.excite.co.jp/News/bit/E1388108972439.html?p=2>
- ・結婚観～日本とフランスにおける幸せ観～
京都産業大学文化学部 国際文化学科 小林瑞紀(最終アクセス 6/30)
[http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~konokatu/kobayashi\(12-1-29\)](http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~konokatu/kobayashi(12-1-29))
- ・【スウェーデン】同性婚及び挙式に関する改正法海外立法情報課・井樋 三枝子(最終アクセス 7/1)
<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/23902/02390207.pdf#search='%E3%82%B9%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%83%87%E3%83%B3+%E3%82%B5%E3%83%B3%E3%83%9C'>
- ・フランス(パックス法が後押しする多様な関係)内閣府(最終アクセス 7/6)
http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h17/10_pdf/01_honpen/pdf/hm01-ho222.pdf#search=h='%E3%83%95%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%B9+%E3%83%91%E3%83%83%E3%82%AF%E3%82%B9+%E5%AD%90%E4%BE%9B'
- ・「先進諸国における婚外子増加の背景」第一生命保険 研究開発室 殿村 琴子(最終アクセス 7/3)
<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/note/notes0605.pdf#search='%E3%82%B9%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%83%87%E3%83%B3+%E5%A9%9A%E5%A4%96%E5%AD%90'>

- ・スウェーデンの教育って！？(最終アクセス 7/6)
<http://blog.goo.ne.jp/pedagogiskamagasinet/e/91528c4db4931fd2de454f5fab7c34e9>
- ・日本における現行婚姻制度(最終アクセス 7/6)
<http://www.rui.jp/ruinet.html?i=200&c=600&t=6&k=0&m=225226>
- ・事実婚について(最終アクセス 7/6)
<http://daisannosentaku.info/zizitukon.html#syussej>
- ・結婚制度の意義(最終アクセス 7/6)
<http://www.robasan.com/omiaig104.html>
- ・”フランス婚”は実際フランスで行われているのか(最終アクセス 7/6)
<http://www.excite.co.jp/News/bit/E1388108972439.html?p=2>
- ・結婚観～日本とフランスにおける幸せ観～
 京都産業大学文化学部 国際文化学科 小林瑞紀(最終アクセス 7/1)
[http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~konokatu/kobayashi\(12-1-29\)](http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~konokatu/kobayashi(12-1-29))
- ・「【スウェーデン】 同性婚及び挙式に関する改正法」海外立法情報課・井樋 三枝子(最終アクセス 7/6)
<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/23902/02390207.pdf#search='%E3%82%B9%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%83%87%E3%83%B3+%E3%82%B5%E3%83%B3%E3%83%9C'>
- ・「先進諸国における婚外子増加の背景」第一生命保険 研究開発室 殿村 琴子(最終アクセス 7/6)
<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/note/notes0605.pdf#search='%E3%82%B9%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%83%87%E3%83%B3+%E5%A9%9A%E5%A4%96%E5%AD%90'>
- ・平成 17 年版 国民生活白書「子育て世代の意識と生活」内閣府(最終アクセス 7/6)
http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h17/01_honpen/index.html
 多様な結婚の形態と子育て支援ーオランダ、フランス、スウェーデンの例から
www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/.../hm01-ho221.pdf
 フランス(パックス法が後押しする多様な関係)
http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h17/10_pdf/01_honpen/pdf/hm01-ho222.pdf#search='%E3%83%95%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%B9+%E3%83%91%E3%83%83%E3%82%AF%E3%82%B9+%E5%AD%90%E4%BE%9B'
- ・在オランダ日本国大使館 オランダでの婚姻手続きについて(最終アクセス 7/8)
http://www.nl.emb-japan.go.jp/j/consulate/konin_tetsuzuki.html